

配分金とは

シルバー人材センターが受けた仕事を、会員が請負・委任として行い、その対価を実績に応じて「配分金」として受け取ります。また、その金額は、職種や契約内容により異なります。

支払いに関して

配分金は、原則として月末に締め切り、翌月 25 日を基本に指定の口座に振り込みます。

税金等の取扱いに関して

シルバー人材センターから受ける配分金は、税法上「雑所得」として扱われます。配分金に関しては、最低 65 万円(配分金収入が限度です)まで必要経費として控除することができます。

- 公的年金を受給している方は、配分金収入とは別に公的年金等控除が受けられます。
- 給与所得がある方は、最低 65 万円(ただし、収入金額が限度)の給与所得控除が受けられますが、その場合は、配分金収入に係る控除額は 65 万円から給与所得を控除した残額が限度額になります。

詳しくは柏税務署にご相談ください。

確定申告をする場合は、「配分金支払証明書」の添付が必要となります。毎年 1 月中旬頃に、会員の自宅に郵送します。